4．賃貸等不動産に関する収益及び費用等の状況

賃貸等不動産に関する当事業年度における業務収益は12,918,560,157円であり、業務費用は19,902,562,088円（うち、損益外減価償却相当額4,906,610,898円、損益外減損損失相当額2,531,679,286円）です。

なお、雇用促進住宅の処分により、売却損6,812,626円及び損益外売却額1,679,237,704円並びに除却損2,028,000円及び損益外除却額94,666,035円が生じております。

〔資産除去債務関係〕

1．資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

⑴　当該資産除去債務の概要

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

当機構が保有している一部の固定資産にはアスベスト（石綿）が使用されており、除去について石綿障害予防規則に基づく処理が義務付けられていることから、当該法的義務に係る資産除去債務を計上しております。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務のうち、その履行時期が明らかになったものについて、当該義務に係る資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

①　石綿障害予防規則（平成17年２月24日公布）に基づく処理義務

使用見込期間は、原則として有形固定資産の耐用年数満了時まで（１年から33年）としておりますが、例外として雇用促進住宅についてのみ、譲渡等の期限である平成33年度末と耐用年数満了のいずれか先に到来する時点までを使用見込期間としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.85％から2.30％を適用しております。

②　不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

使用見込期間は、平成27年度まで（１年から５年）としております。資産除去債務の算定にあたり、割引率は0.16％から2.29％を適用しております。

⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	13,537,977,705円
有形固定資産の取得等に伴う増加額	32,541,990円
見積りの変更による影響額	△13,649,340円
時の経過による調整額	111,670,858円
資産除去債務の履行による減少額	△25,358,308円
当事業年度末残高	13,643,182,905円

⑷　当該資産除去債務の見積りの変更

不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務

当機構が不動産賃貸借契約等を締結している職業訓練施設等の一部について、履行義務が消滅したため、資産除去債務を減少させております。これによる影響額は、△13,649,340円であります。

2．資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当機構が職業訓練施設等の設置に伴い締結している一部の不動産賃貸借契約等に基づく原状回復義務については、当該義務に関連する賃借資産の使用期間が明確ではなく、将来移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、履行時期が明らかになったものを除き、当該義務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

〔不要財産に係る国庫納付等〕

1．職員用宿舎

⑴　不要財産となった資産の概要

「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）により、保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して４割を超える施設の廃止を行い、また、木造宿舎については、最終的に原則廃止することとされております。

当機構では、職員宿舎の着実な整理を進めることにより、平成23年度９月末において設立時と比して４割を超える施設の廃止を行っております。

廃止した職員用宿舎に係る譲渡取引による収入額については、独立行政法人通則法第46条の２に基づき国庫へ納付するとともに、同法第46条の３に基づき、出資者である地方公共団体に対して、当該資産に係る出資持分額の払戻しを行っております。

⑵　上記資産に係る国庫納付等の金額等

	国庫納付	地方公共団体への払戻し	合　計
帳簿価額	116,362,902円	49,377円	116,412,279円
国庫納付等年月日	平成23年９月27日	平成23年９月27日	—
譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	131,840,244円	55,947円	131,896,191円
国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	24,808,994円	10,522円	24,819,516円
国庫納付等の額	107,031,250円	37,706円	107,068,956円
減資額	142,490,204円	50,620円	142,540,824円

※　帳簿価額については、不要財産の国庫納付等に係る厚生労働大臣への認可申請時点における金額であり、それぞれの出資割合に応じて算出した金額であります。

※　地方公共団体への払戻しの額及びそれに伴う減資額については、払戻し請求があった地方公共団体の出資持分に係る金額であります。

2．職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産

⑴　不要財産となった資産の概要

当機構は、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、業務及び施設について、真に必要かどうかを精査した上で、不要なものについては廃止するなどスリム化を図ることとされております。これを受けて、資産の利用度等のほか、有効利用可能性、効果的な処分および経済合理性等の観点に沿ってその保有の必要性について見直しを行った結果、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産を不要財産としております。

当該不要財産に係る譲渡取引による収入額については、独立行政法人通則法第46条の２に基づき国庫へ納付するとともに、同法第46条の３に基づき、出資者である地方公共団体に対して、当該資産に係る出資持分額の払戻しを行っております。